

- 4 コーヒー種子は、貯蔵直前に果肉を除いて乾燥し、且つ、二硫化炭素又は青酸ガスでくん蒸しなければならぬ。
- 三 輸入を禁止している植物等（殖産局長の輸入許可あるもの又は新品種及び試験研究用の標本を除く。）
- 1 ばしより属の植物、ココヤシ、さとうきび、いね、バインツアブル、たけ類、たばこ及びサイザルあさ並びにその部分、種子及び果実
- 2 コーヒーのき、その部分及び種子であつて栽植するもの
- 3 土
- 四 発給すべき証明書の様式及び致並びに発給に際して注意すべき事項
- 1 規則第十八号様式（英文）、原証明書一通
- 2 証明書は、検査施行の日から十五日を経過してなお貯蔵しないときは、無効となる。
- インドネシア連邦
- 一、検査を必要とする植物の種類
- 生植物、その部分、種子、果実及び球根類。但し、左のものを除く。
- 1 左の植物の種子
- アスパラガス属、いのん属、しやく属、バシリタム属、とうがらし属、にがらし属、コエソンドロ属、ちようせんあざみ属、ういきよう属、おらんたいち属、ちしや属、のちしや属、ラワンデル属、レオントドン属、せいようやまはつか属、はつか属、めぼろき属、はなはつか属、あめりかばうり属、すべりひゆ属、すぐり属、からだいおろ属、まんねんろう属、きいちご属、ぎしぎし属、あきのたむらそう属、サチネア属、ながみのせりもとき属、きはな

- ばらもんじん属、なす属、ほうれんそう属、たんぽぽ属、つるな属及びいぶきじやこうそう属の植物
- 2 左の草花の種子
- いちび属、アクロクロニウム属、ふくじゆそう属、かつこうあざみ属、むぎせんのう属、たちあお属、にわなす属、ひゆ属、アンベルボア属、かいざい属、アネモネ属、にとべかざら属、きんぎよそう属、おだまき属、くまけも属、うまのすくさ属、しおん属、しゆうかいどう属、ひなぎく属、たうこぎ属、ポルトニヤ属、あかざかざら属、とうかせん属、やぶれがさ属、カランベリス属、きんちやくそう属、きんせんか属、はたるぶくろ属、だんどく属、やはすあざみ属、けいと属、やぐさ属、きく属、シネリヤ属、さんじそう属、コバエ属、さやばな属、さんしきひるが属、はるしやぎく属、コスミア属、コスミデューム属、おほるしやぎく属、クヘア属、シトラメン属、ちようせんあざみ属、おほるりそう属、ダリア属、ひえんそう属、かわらなでし属、ジギタリス属、デイモルホタカ属、ちようちんばなのうせんかざら属、はなびしそう属、てんにんぎく属、ゲラルディヤ属、せんぼんやり属、ひめはなしのふ属、おおいわきりそう属、せんにもちそう属、いとでし属、きまわり属、むぎわらぎく属、さだちるりそう属、ふよう属、ほうざんか属、おくるま属、ひるが属、レプトシホン属、うらんらん属、みぞかくし属、にちにちそ

- う属、せんのう属、かみつれ属、きりかざら属、メデオラ属、ミアナ属、みぞはおすき属、ミナ属、おしろいばな属、わすれなくさ属、アフリカらんらん属、ネモフィラ属、たばこ属、くろたねそう属、ニクテリニア属、まつよいぐさ属、とけいそう属、てんじくあおい属、いわぶくろ属、しそ属、つくばねあさが属、はせりそう属、くさきようちくとう属、ほおずき属、しやうじようばな属、きじむしろ属、さくらそう属、じやちゆうぎく属、るこうそう属、もくせいそう属、はなかんざし属、とうごさ属、ばら属、おはんごんそう属、さるめんばな属、じやのめきく属、さはんそう属、まつむしそう属、むれごちよう属、さわきく属、びらんじ属、マリヌム属、ステビア属、るりぎく属、うしのした属、せんじゆぎく属、やはすかざら属、にとべぎく属、うりくさ属、トラケリニウム属、しやくまゆり属、きんれんか属、くまつずら属、つるにちにちそう属、すみれ属、ときわばな属及びひやくにちそう属の植物
- 3 わけぎ及びにんにく並びにその部分、種子及びりん茎
- 4 野菜、りん茎、塊茎、（ばれいしよの塊茎を除く。）根茎及び根であつて食用、工業用又は医薬用に供するもの
- 5 種子であつて直接に食用又は工業用に供するもの（例えば豆類）
- 6 ココヤシの種子であつて外皮を除いたもの
- 7 乾燥した果実、種子又はその部分であつて食用、工業用又は医薬用に供するもの（例えばア

- メンドウ、穀物、果、いのん、ちようじ、にくずく、かく果、こしやう及びいねもみ等）
- 8 はらたけ、もりはらたけ等のブラリオタ属の菌
- 9 さとうきびのさし穂であつてバスルアン糖業試験場長宛に送るもの
- 二、検査に關し要求している事項
- 1 病菌又は害虫が附着してはならない。
- 2 ばらごむのき属の植物、その部分及び種子は、ラジクラデニウム・マクروسポールム又はフイトフトラの被害のない母樹より採取したものでなくてはならない。なお、当該栽培地は、右の病菌の発生する国からばらごむのきを輸入したことのある土地であつてはならない。
- 三、発給すべき証明書の様式及び致
- 規則第十八号様式（英文）、原証明書一通
- マライ連邦
- 一、検査を必要とする植物の種類
- 1 わた属の植物、その部分、種子及び穂さく
- 2 さとうきび及び茶、その部分及び種子
- 3 やし、その部分、種子及び果実
- 4 コーヒーのき、その部分及び種子（乾燥した種子であつて食用又は工業用に供するものを除く。）
- 5 ばらごむのき属の植物、その部分及び種子
- 6 ばしより属の植物及びその部分であつて栽植するもの
- 7 バインツアブルの吸枝、頂芽及びその部分であつて栽植するもの
- 二、検査に關し要求している事項
- 1 病菌又は害虫が附着してはならない。

- 三、発給すべき証明書の様式及び致、並びに発給に際して注意すべき事項
- 1 規則第十八号様式（英文）、原証明書一通、写証明書一通
- 2 証明書は、検査施行の日から十四日を経過してなお貯蔵しないときは、無効となる。
- 海峽植民地及びジョホール
- 一、検査を必要とする植物の種類
- 1 わた属の植物、その部分、種子及び穂さく
- 2 さとうきび、その部分及び種子
- 3 ばらごむのき属の植物、その部分及び種子
- 4 ばしより属の植物及びその部分であつて栽植するもの
- 5 コーヒーのき、その部分及び種子（乾燥した種子であつて食用又は工業用に供するものを除く。）
- 6 やし及びその部分、ココヤシの種子及び果実
- 二、検査に關し要求している事項
- 1 病菌又は害虫が附着してはならない。
- 三、発給すべき証明書の様式及び致並びに発給に際して注意すべき事項
- 規則第十八号様式（英文）、原証明書一通、写証明書一通
- 2 証明書は、検査施行の日から十四日を経過してなお貯蔵しないときは、無効となる。
- インド、パキスタン及びビルマ
- 一、検査を必要とする植物の種類
- 1 生植物、その部分及び生果実（野菜及び生果実であつて消費用のものを除く。）
- 2 球根類（たまねぎ及びばれいしよを含む。）
- 二、検査に關し要求している事項
- 1 病菌又は害虫が附着してはならない。

- 2 二、このき及びその部分の場合
は、当該栽培地にほくちたけ、
斑点病、黒尾病、オイデューム、
ヘベエが発生してはなら
ない。
- 3 かんきつ属の植物及びその部
分の場合、当該栽培地にデュー
テロフオーマ・トラケイフイラ
が発生してはならない。
- 4 さとうきび及びその部分の場
合は、当該栽培地にさとうきび
のフイーギー病が発生しては
ならない。又次の病菌又は害
虫に特に注意しなければなら
ない。
- ずいむし類、かいがらむし
類、こなじらみ類、モザイク
病、さとうきびのバインアップ
ル病菌、セレー病菌、ゴム病菌
及び根につくその他の病菌
5 ばれいしよの塊茎の場合、
当該栽培地の周囲五哩以内にば
れいしよがんしゅ病が発生し、
又は最近十二箇月間に発生し
たことがあつてはならない。
- 6 たばこの葉の場合、たばこ
あかむしが附着してはなら
ない。
- 三、輸入を禁止している植物等
1 綿実及び実綿（輸入許可を得
ているものを除く。）
2 コーヒーのき及びその種子
（マダガスカル省農務局長が輸入す
るものを除く。）
- 四、発給すべき証明書の様式及び数
並びに発給に際して注意すべき事
項
1 規則第十八号様式（英文）、原
証明書一通
2 ばれいしよの場合、証明書
の本文末尾に次の通り附記する
こと。

- 320, 135-A, 1936, under
the Destructive Insect
and Pest Act of the
Indian Government.
- セイロン
- 一、検査を必要とする植物の種類
生果実
 - 二、検査に關し要求している事項
しんくいむしの被害果を除去
し、且つ、二酸化炭素でくん蒸し
なければならぬ。
 - 三、発給すべき証明書の様式及び数
並びに発給に際して注意すべき事
項
1 規則第十八号様式（英文）、原
証明書一通
2 証明書の本文末尾に次の通り
附記すること。
- the consignment
has been fumigated
with carbon disulphide
prior to inspection
- イラン
- 一、検査を必要とする植物の種類
生植物、ばれいしよ及び果実
 - 二、検査に關し要求している事項
病菌又は害虫が附着してはな
らない。
 - 三、発給すべき証明書の様式及び
数
規則第十八号様式（英文）、原証明
書一通
- パレスティン
- 一、検査を必要とする植物の種類
1 ぶどう、すもも、りんご、な
し及びまるめろ並びにその部分
2 すもも、りんご、なし、まる
めろ、さくらんぼ及びその生
果実
 - 3 とうもろこし、いんげんまめ、
かんらん及びはなやさいの種子
4 ばれいしよの塊茎
 - 5 かんきつ、マンゴウ及びい
ちじく属の植物並びにその部分

- 二、検査に關し要求している事項
1 病菌又は害虫が附着しては
ならない。
- 2 次に掲げる病菌又は害虫に特
に注意しなければならぬ。
イ ぶどう及びその部分につ
てはワイロキセラ
ロ とうもろこし種子につ
てはあわのささく病菌
ハ いんげんまめ種子につ
てはいんげんまめたんそ病菌
ニ ばれいしよ塊茎につ
てはがんしゅ病菌、くろあし病菌、
ふんじようそうか病菌、そ
うか病菌、ばれいしよが及びコ
ロラド甲虫
ホ かんらん及びはなやさい種
子につてはかんらんくろく
され病菌
ヘ すもも、りんご、なし及び
まるめろ、その部分及び生果
実につてはなしまるかいが
らむし
ト さくらんぼ生果実につ
てはおうしゆうおうとうみばい
チ もも生果実につてはクラ
ステロスボリウム・カルボフ
イラム
リ かんきつ及びその部分につ
てはかんきつかいよう病
菌、かんきつそうか病菌及び
各種かいがらむし
メ マンゴウ、その部分及び生
果実につてはパチルス・マ
ンゴフエレー、タリソムファ
ルス・ベルソナータス、フエナ
コツカス・ヒルスタス、あか
まるかいがらむし、各種みば
い、ステルノケータス・マン
ゴフエレー等
ル いちじく属の植物及びその
部分につてはとびいろまる
かいがらむし及びタリソムフ
アラス・ベルソナータス

- 三、輸入を禁止している植物（農林
長官の許可を得たもの、砂糖漬の
もの及び乾燥又は圧縮したもの
を除く。）
1 ばれいしよ属、パイヤ、か
んきつ属、いちじく属、わた属、
ふよう属、マンゴウ属、しんら
ん属、くわ属、ばしよう属、や
し類、アボカド属、さくろ、ば
んじろう、なす及びトマト、そ
の部分、種子及び果実（線維、
なつめやしの果実、さくろの果
実及びその種子を除く。）
四、発給すべき証明書の様式及び
数
規則第十八号様式（英文）、原証明
書一通
- サイアラス
- 一、検査を必要とする植物の種類
1 植物、その部分、種子及び生
果実。但し、左のものを除く。
イ タマリンド、さぼんそう及
びいなごまめ、その部分及び
種子
ロ 乾燥した植物であつて医薬
用又は染色用に供するもの
ハ 野菜種子及び果実であつて
乾燥したもの（綿実を除く。）
ニ かく果及び落花生種子であ
つて外皮を除いたもの
ホ 穀粒
二、検査に關し要求している事項
1 病菌又は害虫が附着しては
ならない。
- 2 次に掲げる病菌又は害虫に特
に注意しなければならぬ。
イ 植物、その部分、種子及び
生果実につては、みかんこ
なじらみ、メキシコわたそう
むし、なしまるかいがらむし、
とびいろまるかいがらむし、
なしひめしんくいむし、くわ
かいがらむし、ふさすくりみ

- 三、輸入を禁止している植物
1 ばれいしよの塊茎であつて食
用に供するもの
2 乾草及びわら（農務長官の許
可あるものを除く。）
3 ぶどう、その部分及び果実
四、発給すべき証明書の様式及び数
並びに発給に際して注意すべき事
項
1 規則第十八号様式（英文）、原
証明書一通、写証明書一通
2 証明書は、発行の日附から三
十日を経過してなお船積しない
ときは、無効となる。
- ばい、りんごわたむし、エジ
プトわたふきかいがらむし、
イセリヤかいがらむし、ある
せんちんあり、みかんかきか
いがらむし、ながかきかいが
らむし、りんごかきかいがら
むし、コロラド甲虫、てんま
くけむし、しんりんてんま
くけむし、さとうきびイロキセラ、
はすもんよう、くわこなか
いがらむし、おうしゆうさく
らんぼみばい、おうとうみば
い類、りんごみばい、オリー
ブかたかいがらむし、りん
ごかしよう病菌、こんとうが
んしゅ病菌、くりどうがれ病
菌、ホツブのべと病菌、さく
らのがんしゅ病菌、ばれいし
よがんしゅ病菌、たまねぎく
ろは病菌
- ニ ばれいしよ、その部分及び
塊茎の場合、当該栽培地及
びその周囲五哩以内にばれ
いしよが、コロラド甲虫及び
ばれいしよがんしゅ病が発生し
てはならない。発送する
貨物の重量は、一袋当り一
二ポンド以下としなければ
ならない。

ブルガリヤ

一、検査を必要とする植物の種類
生植物、その部分、種子、果実及び球根類

二、検査に關し要求している事項
1 病菌又は害虫が附着してはならない。

2 次に掲げる病菌又は害虫に特に注意しなければならない。
ばれいしよがんしゅ病菌、ばれいしよふんじようそうか病菌、とうもろこしのデンプロ

デイヤ病菌、りんごかしよう病菌、くりどうがれ病菌、さくらのがんしゅ病菌、くわかいがらむし、なしまるかいがらむし、ばれいしよが、わたあかみむし、コロラド甲虫、メキシコわたみどうむし及びまめこがね

3 土、わら又は乾草が附着してはならない。
三、発給すべき証明書の様式及び数並びに発給に際して注意すべき事項

1 規則第十八号様式(英文及び和文、原証明書各一通)

2 証明書は、検査施行の日から七日を経過してなお貯蔵しないときは、無効となる。

ギリシヤ

一、検査を必要とする植物の種類
生植物、その部分及び球根類

二、検査に關し要求している事項
1 病菌又は害虫が附着してはならない。

2 生植物、その部分及び球根類(ばれいしよを含む)の場合には、特にばれいしよがんしゅ病菌、コロラド甲虫及びばれいしよがに注意しなければならない。なお、ばれいしよの場合には、当該栽培地及びその周囲一〇キロ以内にはコロラド甲虫が存在してはならない。ばれいしよ、

その部分及びその塊茎の場合には、荷造包装材料は、新鮮であつてかつて同様の目的に使用したことのないものでなければならぬ。

三、発給すべき証明書の様式及び数並びに発給に際して注意すべき事項

1 規則第十八号様式(和文及びフランス文、原証明書各一通、軍証明書各一通)

2 証明書は、発行の日附から二十日を経過してなお貯蔵しないときは、無効となる。

ニューギニア

一、検査を必要とする植物の種類
1 生植物、その部分及び生果実(地下部を除く)

2 ばれいしよの塊茎

二、検査に關し要求している事項
1 病菌又は害虫が附着してはならない。

2 生植物、その部分及び生果実については、特にコロラド甲虫、まめこがね、なしまるかいがらむし及びばれいしよが附着してはならない。なお、ばれいしよ、その部分及び塊茎の場合にあつては、当該栽培地及びその周囲一〇キロ以内にはばれいしよがんしゅ病菌、コロラド甲虫、ばれいしよが及びなしまるかいがらむしが発生してはならない。包装材料は、新鮮であつてかつて同様の目的に使用したことのないものでなければならぬ。

三、発給すべき証明書の様式及び数並びに発給に際して注意すべき事項

1 規則第十八号様式(フランス文、原証明書一通)

2 証明書は、発行の日附から七日を経過してなお貯蔵しないときは、無効となる。

オーストリア

一、検査を必要とする植物の種類
1 生植物及びその部分

2 なし及びりんごの生果実

二、検査に關し要求している事項
1 病菌又は害虫が附着してはならない。

2 生植物及びその部分については、輸入許可を必要とする。又は、輸入許可を先だつて青酸ガスでくん蒸しなければならぬ。

3 生植物及びその部分の栽培地は、ぶどう又はぶどうだいの木の栽培地から二メートル以上離れ、且つ、ぶどうの蔵置所とせられたことがあつてはならぬ。

4 なし及びりんごの生果実については、なしまるかいがらむし及びりんごみばいしに特に注意しなければならない。

三、発給すべき証明書の様式及び数並びに発給に際して注意すべき事項

1 規則第十八号様式(和文及びドイツ文、原証明書各一通)

2 証明書は、発行の日附から二十一日を経過してなお貯蔵しないときは、無効となる。

イタリヤ

一、検査を必要とする植物の種類
きゆう果類の植物及びその部分

二、検査に關し要求している事項
1 病菌又は害虫が附着してはならない。又当該栽培地にラブドタリン・ブソイドツガが発生してはならない。

三、輸入を禁止している植物
1 ぶどう及びその部分

2 かんきつ、その部分及び生果実

3 ばしよ及びパイナップル、その部分及び生果実

4 くり、その部分及び種子

5 生果実、生果実のついた植物及びその部分

6 さばてん科の植物、その部分及び生果実

7 アーモンドの種子

8 やし及びげつけいじゅの生葉

9 もみ属、はりもみ属、まつ属、とがさわら属、つが属及びこれ属の植物並びにその部分

10 ばれいしよ、なす、トマトその他のなす科植物、その部分及び生果実

11 こむぎの穀粒

12 植物の支柱として使用したものとがらし及びその部分

13 結肥及びきゆう肥

14 発給すべき証明書の様式及び数

規則第十八号様式(フランス文、原証明書一通)

一、検査を必要とする植物の種類
生植物、その部分及び種子であつて繁殖用に供するもの

二、検査に關し要求している事項
1 土が附着してはならない。

2 病菌又は害虫が附着してはならない。

3 果樹、觀賞植物及びその部分の場合には、当該栽培地にりんごかしよう病菌、くりどうがれ病菌が発生せず、且つ、当該栽培地及びその周囲五キロ以内に歐洲くりのインタ病があつてはならない。

4 ばれいしよその他なす科植物、その部分及び塊茎の場合には、当該栽培地及びその周囲五キロ以内に、ばれいしよがんしゅ病菌があつてはならない。

5 種子には、ねなしかずら属及びばれいしよ属の種子が混入してはならない。

三、輸入を禁止している植物
これ属の植物及びその部分

四、発給すべき証明書の様式及び数

規則第十八号様式(フランス文、原証明書一通)

一、検査を必要とする植物
生果実及びゆりのりん茎

二、検査に關し要求している事項
1 病菌、害虫及びその他の有害動物が附着してはならない。

2 なしまるかいがらむし及びまめこがねに特に注意しなければならない。

3 ゆりの包装用の土は、攝氏一〇〇度において加熱消毒しなければならない。

三、輸入を禁止している植物
1 生植物、その部分及び球根類(ゆりのりん茎を除く)

2 牧草種子であつてねなしかずら属植物の種子の混入するもの

3 くりの種子

4 球根であつてイギリス、ベルギー、若しくはスペインを経由し、又はこれらの国で積置されたもの

四、発給すべき証明書の様式及び数量
1 規則第十八号様式(和文及びフランス文)、原証明書各一通
2 生果果の場合、証明書の本文末尾に次の通り附記すること。

・ surtout conformément au décret du 8 Mars 1932
3 ゆりのりん茎の場合は、証明書の本文末尾に次の通り附記すること。

・ surtout conformément au décret du 18 Juillet 1933

ベルギー

一、検査を必要とする植物の種類
生植物及びその部分

二、検査に關し要求している事項
1 病菌又は害虫が附着してはならない。

2 植物の栽培地は、ぶどうだいの木の栽培地から二〇メートル以上離れ、ぶどうが無く、且つ、ぶどうの設置所とせられたことがあつてはならない。なお、当該栽培地にぶどうフイロキセラの被害があつた場合は、これを絶滅してから三年以上経過してはなければならない。

三、輸入を禁止している植物
ぶどう及びその部分(農林大臣の許可あるものを除く。)

四、発給すべき証明書の様式及び数量
規則第十八号様式(英文)、原証明書一通

オランダ

一、検査を必要とする植物の種類
1 生植物及びその部分であつて地下部のあるもの

二、検査に關し要求している事項
1 病菌又は害虫が附着してはならない。

2 植物の栽培地は、ぶどうだいの木の栽培地から二〇メートル以上離れ、ぶどうが無く、且つ、ぶどうの設置所とせられたことがあつてはならない。なお、当該栽培地にぶどうフイロキセラの被害があつた場合は、これを絶滅してから三年以上経過してはなければならない。

三、輸入を禁止している植物
1 ぶどう及びその部分

2 すくり及びその部分(農林大臣の許可あるものを除く。)

四、発給すべき証明書の様式及び数量
1 規則第十八号様式(英文)、原証明書一通

2 球根の場合は、証明書の本文末尾に次のように附記すること。
Moreover this is to certify that the potato wart disease, the Celero-rado potato beetle and the potato ellworm (Heterodera shachtii roschensis) are not known to exist in Japan.

ドイツ
一、検査を必要とする植物
1 生植物及びその部分(地下部、野菜、医薬用又は工業用のものを除く。)

2 さくらんぼの生果実

3 球根類

4 ばれいしよの塊茎
二、検査に關し要求している事項
1 病菌又は害虫が附着してはならない。

2 ぶどうの場合にあつては、当該栽培地にぶどうがあり、ぶどうの設置所があり、且つ、当該栽培地の周囲二〇メートル以内

3 生植物及びその部分の場合
は、ぶどうフイロキセラ及びびなしまるかいがらむし、つづじの斑点病、つづじのもち病、つづじはむぐりむし及びつづじはまきむし又はカーネーションはまきむしに特に注意しなければならぬ。

4 きゅうり果類は、一種ごとに荷造すること。なお、きゅうり果類以外の植物とともに荷造してはならない。

5 さくらんぼの生果実の場合
は、おうしゅうおうとうみばい

6 球根類の場合は、ヒヤシンス、黄鵝病、ヒヤシンス根核病、水仙きんかく病、チューリップのホトリチス病、球根あおかび病、球根根虫、球根はな

7 ばれいしよの場合は、ばれいしよがんしゅ病があつてはならない。又当該栽培地及びその周囲二キロ以内に同病が発生してはならない。なお、当該包装材料は、新鮮であつてかつ同様の目的に使用したことのないものでなければならぬ。

三、輸入を禁止している植物(農務大臣の許可あるものを除く。)

1 もみ属、はりもみ属、まつ属、とがさわら属及びつが属の植物並びにその部分

2 スコッチパイン及びノールウエー・スプールの種子
3 カーネーションの根付きのもの及びその部分又はカーネーションの切花であつて三月十五日から十一月三十日まで輸入するもの

4 双子葉植物(さばてん及びせいようつづじを除く)及びその部分並びにこれ属及びひろはこやなぎ属の植物
四、発給すべき証明書の様式及び数量
並びに発給に際して注意すべき事項

1 規則第十八号様式(和文及びドイツ文)、原証明書各一通
2 球根類の場合は、証明書の本文末尾に次の通り附記すること。

3 きゅうり果類の場合は、証明書の本文末尾に次の通り附記すること。
besonders dem § 1 Verordnung zur Verhütung der Einschleppung von Krankheiten und Schädlingen der Blumenzwiebeln und Blumenknollen von 7. Juli 1930

4 ばれいしよの場合は、ばれいしよがんしゅ病があつてはならない。又当該栽培地及びその周囲二キロ以内に同病が発生してはならない。なお、当該包装材料は、新鮮であつてかつ同様の目的に使用したことのないものでなければならぬ。

つて地下部のあるもの(たまねぎ及びアスパラガスを除く。)

二、検査に關し要求している事項
1 病菌又は害虫が附着してはならない。

2 ばれいしよの場合は、特にばれいしよがんしゅ病及びコロラド甲虫が附着してはならない。又当該栽培地及びその周囲五キロ以内、ばれいしよがんしゅ病が発生したことがあつてはならない。

三、輸入を禁止している植物
1 ばれいしよ
2 これ属の植物及びその部分
3 ダグラスもみ、その部分及び種子

四、発給すべき証明書の様式及び数量
並びに発給に際して注意すべき事項
1 規則第十八号様式(英文)、原証明書一通

2 証明書は、発行の日附から一箇月を経過してなお船積しないときは、無効となる。
ソヴィエト連邦
一、検査を必要とする植物の種類
1 野菜であつて根又は土が附着していないもの(大使館又は公使館で消費するものに限り。)

2 科学研究の供試品であつて重量五キログラム以内のもの
二、検査に關し要求している事項
1 土、ばれいしよ、コロラド甲虫、かんきつかいよう病菌及び雑草種子が附着してはならない。
2 ばれいしよ及び綿種子は、レニングラード、さつまいもは、レニングラード又はモスコ、野菜は、レニングラード、モスコ、オデッサ又はウラジオストクを経由しなければならぬ。

デンマーク

一、検査を必要とする植物の種類
生植物、その部分及び球根類であ

お、ぶどう及びその部分の場合
は、原産国にぶどうフィロキセ
ラがいてはならない。
4 うり科、ばしり科、なつめ
やし属、さとうきび属、オリ
ブ属、いちじく属、しだ類及び
らん科の植物、せいのうつつじ、
しゆかいどう、シトラメン、
ライラツタ及びすざらん並びに
その部分の場合、みずばい類、
ミオパルダリス・パルダリナ、
トリオザ・パタストニイその他

その部分の場合は、みばい類、ミオバルダリス・バルダリナ、トリオザ・パストニイその他の病菌又は害虫がいてはならない。

5 まめ科、まんごう及びあざの種子の場合は、カリオボールス類、みばい類、ぞうび虫類その他の病菌又は害虫がいてはならない。なお、あざの種子は、加

6 へんろうだ科、なす科、うり科及びオリーブ属の植物の生果実並びにばら科、ぶどう科、くるみ科、きゅう果類、しなのき科、マダリナセエ、ウグリス

エレー、サルシナセー及びびまめ
科の植物の生果実及び乾果の場合
は、ホールス・コードリンガ、
なしまるかいがらむし、フイト
モリーナス・シリリング、かんき
つかいよう病菌、みばい類、ミ

うび虫類、ちよつきりぞうむし類、リネアテラしんくいむし、メジタレニアアムばい、なしまゐるかいがらむし、かたびらこばち類、しぎぞうむし類、コリドンガ、グラフオリタ・フエネブ

クロシス・ボトナ、ぶどうほそはまきむし、カリオボールス類、かいがらむし類、しんくいむし類その他の病菌又は害虫が附着してはならない。

7 まんごう、かき、ざくろ、いちじく及びなつめやしの生果実若しくは乾果の場合は、メジタレニアンミはい、なしまるかいがらむし、みかんこないがらむし、しんくいむし類、あかだに、かつおぶしむし、こなまだらめいが類、みばい類及びぞうび虫類がいてはならない。

8 ばれいしよの塊茎の場合は、コロラド甲虫、エビトリクタス・キエキエメリス、ばれいしよが、ばれいしよがんしゆ病菌、ばれいしよそうか病菌、ばれいしよふんじようそうか病菌及び根線虫が附着してはならない。

9 たまねぎの場合は、たまねぎくろは病菌その他の病菌又は害虫が附着してはならない。

三、輸入を禁止している植物（農務省が輸入する場合及び特に掲げる除外品を除く。）

1 わた属の植物、その部分、繖、実部及び繖実（完全な繖部であつて種子その他を含まない二キログラム未満の繖本又は見本（郵便物の場合は、三五〇グラム未満のもの）、打綿及びカボタカ並びにふとん、ベッド・カバー、家具、いす等であつて加工してない繖類を使つた家具類を除く。）

2 ぶどうの葉

3 病菌又は害虫

4 おくら及びチル並びにその部分、果実及び種子

5 たばこの種子

6 前記各号の包装又は包装材料

四、発給すべき証明書の様式及び規則第十八号様式（英文）、原証明書一通

エリトリヤ

一、検査を必要とする植物の種類

1 とうもろこし及びズラ並びにその部分及び種子

2 たまねぎ、その部分及びりん茎

3 ばれいしよ、その部分及び地茎

4 バインアツプル及びその部分

5 わた、こむぎ、おおむぎ及び牧草の種子

6 生果実

二、検査に關し要求している事項

1 病菌又は害虫が附着してはならない。

2 とうもろこし及びズラ並びにその部分及び種子の場合は、とうもろこしくろは病菌、こよりやんのくろは病菌及びびいむし類に特に注意しなければならぬ。

3 たまねぎ、その部分及びりん茎の場合は、たまねぎくろは病菌に特に注意しなければならぬ。

4 ばれいしよ、その部分及び地茎の場合は、ばれいしよはまきむし、コロラド甲虫、ばれいしよが、ばれいしよそうか病菌、ばれいしよえき病菌及びばれいしよがんしゆ病菌に特に注意しなければならぬ。

5 バインアツプル及びその部分の場合は、さとうきびのバインアツプル病菌、フザリウム・キユーベンスに特に注意しなければならぬ。

6 わたの種子の場合は、わたあかむし及びメキシコわたそうむしに、こむぎ及びおおむぎの種子の場合は、むぎかたぐろは病菌及びはだかろは病菌に、牧草の種子の場合は、ねなしからに特に注意しなければならぬ。

7 生果実の場合は、みかんがかきかいがらむし、みかんこないらみ、かんきつかいよう病菌、かんきつ赤衣病菌、こんとうがんしゆ病菌、グロエオスポリウム・リメツテイコルム、なしまるかいがらむし、なしひめしんくいむし、デアアボルテ・ベルニシオサに特に注意しなければならぬ。

三、輸入を禁止している植物

1 さばてん及びその部分

2 パナ及びその部分

四、発給すべき証明書の様式及び規則第十八号様式（フランス文）、原証明書一通

南アフリカ

一、検査を必要とする植物の種類

1 仁果類及びその部分

2 りんご属、なし属及びかりん属の観賞植物並びにその部分

3 かんきつ及びその部分

4 ちや、その部分及び種子

5 とうもろこしの種子

6 ばれいしよの塊茎

二、検査に關し要求している事項

1 病菌又は害虫が附着してはならない。

2 仁果類の果樹又はりんご属、なし属及びかりん属の観賞植物並びにその部分の場合は、当該栽培地にりんごかしよう病が発生してはならない。

3 かんきつ及びその部分の場合は、当該栽培地にかんきつかいよう病が発生してはならない。

4 ちや、その部分及び種子の場合は、当該栽培地に、ちやのもち病が発生してはならない。

5 とうもろこしの種子の場合は、当該栽培地にさから病が発生してはならない。

6 ばれいしよの塊茎の場合は、当該栽培地及びその周囲五マイル以内に、ばれいしよがんしゆ病が発生してはならない。

三、輸入を禁止している植物

1 ゆうかりの属、あかしや

2 さばてん属の植物及びその部分

3 ゆうかりの属、アカンヤ属及びきゆう果類の植物並びにその部分

4 ルーサン（乾燥品を含む）、ブルーム・コリン及びその部分

5 ぎょう属の植物の花及び種子

6 果樹、その部分及び種子（りんご属、なし属、かりん属の果樹、その部分又は農務省の許可があるものを除く。）

7 つぎ木用の根つきだい木（アーモンド、なし、すもも及びさくらんぼを除く。）

8 りんご、なし、まるめろ、核果類及びびわの生果実並びにその種子

9 かんきつ類の生果実及び果皮

10 包装用のわら及び乾草（消毒証明のあるものを除く。）

四、発給すべき証明書の様式及び規則第十八号様式（英文）、原証明書一通

南アフリカ連邦

一、検査を必要とする植物の種類

1 仁果類及びその部分

2 りんご属、なし属及びかりん属の観賞植物並びにその部分

3 ちや、その部分及び種子

4 たばこの葉であつて加工してないもの

5 ばれいしよの塊茎

二、検査に關し要求している事項

1 病菌又は害虫が附着してはならない。

2 仁果類の果樹又はりんご属、なし属の観賞植物並びにその部分の場合は、当該栽培地にりんごかしよう病が発生してはならない。

3 ちや、その部分及び種子の場合は、当該栽培地又はその周囲一〇マイル以内にちやのもち病が発生してはならない。

4 たばこの葉にエフェステイ・ア・エルテルが附着してはならない。

5 ばれいしよ塊茎の場合は、当該栽培地及びその周囲五マイル

以内にばれいしよがんしゆ病が発生してはならない。

三、輸入を禁止している植物

1 土の附着する植物、その部分及び球根類

2 さばてん属の植物及びその部分

3 ゆうかりの属、アカンヤ属及びきゆう果類の植物並びにその部分

4 ルーサン（乾燥品を含む）、ブルーム・コリン及びその部分

5 ぎょう属の植物の花及び種子

6 果樹、その部分及び種子（りんご属、なし属、かりん属の果樹、その部分又は農務省の許可があるものを除く。）

7 つぎ木用の根つきだい木（アーモンド、なし、すもも及びさくらんぼを除く。）

8 りんご、なし、まるめろ、核果類及びびわの生果実並びにその種子

9 かんきつ類の生果実及び果皮

10 包装用のわら及び乾草（消毒証明のあるものを除く。）

四、発給すべき証明書の様式及び規則第十八号様式（英文）、原証明書一通

ベルギー領コンゴ

一、検査を必要とする植物の種類

1 生植物、その部分、種子及び球根類

2 検査に關し要求している事項

3 病菌又は害虫が附着してはならない。

四、発給すべき証明書の様式及び規則第十八号様式（英文）、原証明書一通

チユニス

一、検査を必要とする植物の種類

1 生植物、その部分、生果実及び球根類(野菜及び切花を除く。)

2 トリホリユーム・アレキサン

ドリウムの種子

二、検査に關し要求している事項

1 病菌又は害虫が附着しているはならない。なお、次の病菌又は害虫に特に注意しなければならない。

りんごかしよう病菌、エジプトねなしから、デューテロホー・トラケイフィラ、くりどうがれ病菌、かんきつかいよう病菌、ばれいしよがんしゅ病菌、みかんこなじらみ、メキシコわたせうむし、アンソノマス・ベステイタス、なしまるかいがらむし、セロプラステス・シネンシス、とびいりまるかいがらむし、あかちやまるかいがらむし、くわかいがらむし、コロラド甲虫、アルゼンチンあり、マルガローデス・ビテイウム、みかんかきかいがらむし、わたあかみむし、ばれいしよが及びフィラメントこなかいがらむし

2 当該栽培地に、ぶどうフィロキセラが発生したことのある場合は、これを根絶してから三年以上経過していなければならぬ。

3 当該栽培地は、ぶどう、だい木の栽培地から二〇メートル以上離れていなければならない。

4 土が附着してはならない。

5 三、発給すべき証明書の様式及び詳細規則第十八号様式(フランス文)、原証明書一通

カナダ

一、検査を必要とする植物の種類

1 生植物、その部分及び球根類であつて栽培又は観賞用とするもの(たねばれいしよ並びに装飾用の切花及び切枝を除く。)

2 こむぎ、その部分、種子、及びこむぎ

3 かんきつの生果実

二、検査に關し要求している事項

1 病菌又は害虫が附着しているはならない。

2 こむぎ、その部分、種子、及びこむぎの場合、種子、及びこむぎの栽培地は、その栽培地にこむぎのからくろは病菌が発生してはならない。

3 球根類の包装用の土は、植物防疫官立会の下に、攝氏一〇〇度で一時間以上加熱消毒し、又は地表より二フィート以下の土を採取して乾燥粉砕し、ふるいにかけ、且つ、病菌又は害虫の侵入しない場所に貯蔵したものではない。

4 ゆりについては、輸出港における検査のほか、当該生育地において検査を行わなければならない。

5 いねわら、麦稈、野草等又はその加工品を荷造材料として用いる場合は、家畜検査官のフェルマリンくん蒸証明書及び家畜伝染病がわが国に存在しない旨の証明書を添付しなければならない。

6 三、輸入を禁止している植物(農務大臣の許可あるもの及び規定の消毒を行った土又はわらな等を除く。)

1 五葉のまつ

アメリカ及びカリフォルニア

一、検査を必要とする植物の種類

1 生植物、その部分、生果実及び球根類(野菜及び切花を除く。)

2 トリホリユーム・アレキサン

ドリウムの種子

二、検査に關し要求している事項

1 病菌又は害虫が附着しているはならない。なお、次の病菌又は害虫に特に注意しなければならない。

りんごかしよう病菌、エジプトねなしから、デューテロホー・トラケイフィラ、くりどうがれ病菌、かんきつかいよう病菌、みかんこなじらみ、メキシコわたせうむし、アンソノマス・ベステイタス、なしまるかいがらむし、セロプラステス・シネンシス、とびいりまるかいがらむし、あかちやまるかいがらむし、くわかいがらむし、コロラド甲虫、アルゼンチンあり、マルガローデス・ビテイウム、みかんかきかいがらむし、わたあかみむし、ばれいしよが及びフィラメントこなかいがらむし

2 当該栽培地に、ぶどうフィロキセラが発生したことのある場合は、これを根絶してから三年以上経過していなければならぬ。

3 当該栽培地は、ぶどう、だい木の栽培地から二〇メートル以上離れていなければならない。

4 土が附着してはならない。

5 三、発給すべき証明書の様式及び詳細規則第十八号様式(フランス文)、原証明書一通

6 三、輸入を禁止している植物(農務大臣の許可あるもの及び規定の消毒を行った土又はわらな等を除く。)

1 五葉のまつ

アメリカ及びカリフォルニア

一、検査を必要とする植物の種類

1 生植物、その部分、生果実及び球根類(野菜及び切花を除く。)

2 トリホリユーム・アレキサン

ドリウムの種子

二、検査に關し要求している事項

1 病菌又は害虫が附着しているはならない。なお、次の病菌又は害虫に特に注意しなければならない。

りんごかしよう病菌、エジプトねなしから、デューテロホー・トラケイフィラ、くりどうがれ病菌、かんきつかいよう病菌、みかんこなじらみ、メキシコわたせうむし、アンソノマス・ベステイタス、なしまるかいがらむし、セロプラステス・シネンシス、とびいりまるかいがらむし、あかちやまるかいがらむし、くわかいがらむし、コロラド甲虫、アルゼンチンあり、マルガローデス・ビテイウム、みかんかきかいがらむし、わたあかみむし、ばれいしよが及びフィラメントこなかいがらむし

2 当該栽培地に、ぶどうフィロキセラが発生したことのある場合は、これを根絶してから三年以上経過していなければならぬ。

3 当該栽培地は、ぶどう、だい木の栽培地から二〇メートル以上離れていなければならない。

4 土が附着してはならない。

5 三、発給すべき証明書の様式及び詳細規則第十八号様式(フランス文)、原証明書一通

6 三、輸入を禁止している植物(農務大臣の許可あるもの及び規定の消毒を行った土又はわらな等を除く。)

1 五葉のまつ

ハ、栽植の用に供することのできないもの

一、検査に關し要求している事項

1 植物は、農務長官の輸入許可書を要するほか、大きき及び年令制限の規定に該當し、指定せられた港の植物検疫所交付として発送しなければならない。郵送する場合は、右のほか特別郵便用荷札を使用し、若しくは指定せられた植物検疫所交付として発送しなければならない。なお、当該植物の土砂を除き、各樹に規定の標識をつけなければならない。

2 荷造包装材料は、そばがら、木炭、木毛、風化いし、粉砕コルク、粉砕泥炭、のこ屑、かんた屑、みずけ、ココヤシ繊維又はオスマンダ繊維でなければならない。

3 一の1、2及び3に掲げるものについては、輸出港における検査のほか、当該生育地において検査を行わなければならない。

4 病菌又は害虫が附着してはならない。

5 三、輸入を禁止している植物(農務大臣の許可あるものを除く。)

1 ばれいしよ

2 わたの種子(綿実、実綿及び綿実を含む。)、生若しくは加工してない綿種、くす綿及びその包装に使用した麻布その他の綿織物、綿実塊、綿実粉その他の綿織製品(綿実油を除く。)

3 さとうきび及びその部分(包装材料として使用されたものを含む。)

4 とうもろこし及びその近縁植物(ふたもろこし、じゅずだま等)並びに加工してないこれらの部分及び種子、荷造若しくは

- 包装材料に使用されたところもろこし、ほおきもろこし、ジョンソングラス、さとうもろこし、スタングラス、パール・ミレツ、ナビアグラス及びじゅずだまの葉若しくはその他の部分
- 5 さつまいも及びやまのいも
6 バナナのき及びその部分(果実を除く)
7 たけ類、その部分及び種子であつて繁殖の用に供するもの
8 いね、その部分、もみ、もみがら及びわら
9 小麦、その部分及び生産物
10 かんきつ、その部分、苗木、果実及び果皮(種子を除く)
11 生果実及び野菜
12 コーヒーのきであつてポルトリコ宛のもの
13 乾草及び麦稈類
14 もみ及びはりもみ属の植物
15 かえで属の植物
16 めぎ属、ひいらぎなんてん属及びマホヘルベリス属の植物であつて麦黒病に免疫であることが判明していない種類及びその種子
17 くり属及びくりがし属の植物であつてカリホルニヤ、アイダホ、オレゴン若しくはワシントン州宛のもの
18 かし属の植物
19 果樹若しくはかく果類のだい木
20 わた属の植物
21 りんご属の植物(接木用だい木を除く)、さくら属の植物(接芽及び接芽を除く)及びなし属の植物
22 マンゴー属の植物の種子
23 くわ属の植物
24 二葉又は三葉のまつ
25 五葉のまつ及びくろすぐり(種子を含む)であつて米国検

疫令第六三号によつて保護されている州に宛てるもの
26 ななかまど属の植物
27 種子であつて果肉の附屬して自然のもの
28 自然木、成木、多年を経過した宿根植物、種子、繁殖のできる森林植物であつて疫令第三七号の大きさ及び年令制限に該当しないもの

Japanese Government
Plant Quarantine Service

No.

CERTIFICATE OF INSPECTION OF EXPORTING PLANTS

This is to certify (1) that the plant material covered by this certificate was grown in _____; (2) that it was inspected by me or under my direction both during the growing season and at the time it was packed and was found, and is believed by me, to be free from injurious insects and plant diseases; (3) that it is free from all sand, soil or earth; (4) that the packing material used is of the type approved under the provisions of Nursery Stock, Plant and Seed Quarantine No. 37; and (5) that the plant material was grown on land which no golden nematode (*Heterodera rostochensis* wr.) is known by me to occur.

Date of Issue: _____
Kind and Quantity of Plants: _____
Number of Packages: _____
Name and Address of Exporter: _____
Name and Address of Consignee: _____
Number of Permit: _____



(Signature)
Plant Quarantine Official
..... Animal and Plant
Quarantine Station,
....., Japan

- 29 土砂の附屬する植物、その部分、球根及び種子
30 1から29までに掲げられたものを混入するもの
四、発給すべき証明書の様式及び並びに発給に際して注意すべき事項
1 証明書は、左記様式とする。
原証明書一通、各包装につき写
証明書一通
- 2 申請者に対して安証明書を各梱に添付するよう指示すること。
メキシコ
一、検査を必要とする植物の種類
1 こむぎ、その部分及び種子
2 コーヒーのき、その部分及び種子
3 かんきつ及びその部分
4 綿実、実綿、綿実がら、繰綿、くす綿及びゆら綿
5 ばれいしよの塊茎
二、検査に關し要求している事項
1 病菌又は害虫が附屬してはならない。
2 荷造包装材料は、新鮮であつてかつ使用したことのないものでなければならぬ。
3 こむぎ、その部分及び種子の場合は、当該栽培地に、こむぎのからくろは病及びこむぎのたしがれ病が発生してはならない。
4 コーヒーのき、その部分及び種子の場合は、当該栽培地にコヒーこしんくいむしが発生してはならない。
5 かんきつ及びその部分の場合は、当該栽培地にかんきつかいよう病、テイレンクス・セミベネトランス、ウオグルムとげこなじらみが発生してはならない。
6 綿実、実綿、綿実がら、繰綿、くす綿及びゆら綿の場合は、当該栽培地にわたあかみむしが発生してはならない。
7 ばれいしよ塊茎の場合は、当該栽培地にばれいしよがんしゆ病が発生してはならない。
三 輸入を禁止している植物(許可あるものを除く)

- 1 いねもみ
2 バナナ及びその部分
3 さとうきび及びその部分
四、発給すべき証明書の様式及び規則第十八号様式(英文)、原証明書一通
コロンビヤ
一、検査を必要とする植物の種類
生植物、その部分、種子及び球根類であつて栽培するもの(経済省の輸入許可証のあるもの)
二、検査に關し要求している事項
1 病菌又は害虫が附屬してはならない。
三、発給すべき証明書の様式及び規則第十八号様式(英文)、原証明書一通
ブラジル
一、検査を必要とする植物の種類
生植物、その部分、種子、果実及び球根類。但し、左のものを除く。
1 こむぎ、えんばく、ライ麦及びおうむぎの穀粒であつて製粉用、醸造用又は食用に供するもの
2 にんにく、たまねぎ、ちようじ、アーモンド、くるみ、アニス、スマック、こししょう、やりくさよし、きび及びはしばみの種子、果実及び球根類であつて食用に供するもの
3 あまの種子であつて工業用に供するもの
4 郵便物として輸出するもの又は旅客が携行するもの
二、検査に關し要求している事項
1 病菌又は害虫その他の有害動物又は有害植物が附屬してはならない。
2 まめ科の飼料植物の種子の場合は、ねなしから属の植物の種子が混入してはならない。